定期報告書(小規模所有者用)

平成 年 月 日

埼玉県 家畜保健衛生所長 殿

所有者住所

所有者氏名 印

電話番号 — - -

(自筆の場合は、押印は不要です。)

家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定により、以下のとおり報告します。

管理者の氏名						
飼育場所の所在地	郵便番号	_				
	(所有者と同じ住所の場合は記入不要)					
動物の種類及び頭羽数 (毎年2月1日現在の飼育状況を記入)	動物種	牛	水牛	馬	鹿	ひつじ
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	頭	頭
	動物種	山羊	豚	いのしし	鶏	あひる (アイガモ含)
	品種					
	頭数	頭	頭	頭	EE	EE
	動物種	うずら	きじ	ホロホロ鳥	七面鳥	だちょう
	品種					
	頭数	RE	EE	EE	EE	EE
	動物種					
	品種					
	頭数	EE	EE	EE	E K	RE



➡①提出日を記入。



▶②所有者の住所・氏名を記入し押印。(自筆で記入の場 合、押印は省略可)

_③動物を実際に管理している人の氏名を記入、飼育場所 が所有者の住所と異なる場合はその住所を記入。

4動物の飼育場所を管轄する家畜保健衛生所名(管轄市 町村は下記参照)。

_⑤毎年2月1日現在、飼育する動物種の欄に、品種と頭 7羽数を記入。品種がわからない場合は未記入で可。

※犬・猫・兎・インコ等は、 報告の必要がありません! (下記の報告対象動物をご確認ください。



【注意事項】

1 報告対象動物

牛・水牛・馬・鹿・ひつじ・山羊・豚・いのしし・鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥・だちょう

- 2 小規模所有者とは ⇒ 報告対象動物を①~④までの頭数を飼育している方です(重複可)。
 - ① 牛・水牛・馬の場合1頭

- ③ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合100羽未満
- ② 鹿・ひつじ・山羊・豚・いのししの場合6頭未満
 - ④ だちょうの場合10羽未満

3 提出期限

動物を飼養している場所の住所を管轄する4の提出先に、毎年2月1日現在で飼育している動物の状況を、同年の4月15日ま でに郵送またはFAX(この報告書の表面のみ)で提出してください。

- 4 提出及び問合せ先:下記の管轄家畜保健衛生所に郵送またはFAX(この報告書の表面のみ)で提出。
 - (1) 埼玉県中央家畜保健衛生所(〒331-0821 さいたま市北区別所町107-1 電話048-663-3071 FAX048-666-8731) ≪管轄≫さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、 伊奈町、春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、宮代町、白岡町、三郷市、幸手市、吉川市、杉戸町、松伏町
 - (2) 埼玉県川越家畜保健衛生所(〒350-0837 川越市石田152 電話049-225-4141 FAX049-226-9653)
 - ≪管轄≫川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町
 - (3) 埼玉県熊谷家畜保健衛生所(〒360-0813 熊谷市円光1-8-30 電話048-521-1274 FAX048-526-1063) 《管轄》秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、本庄市、美里町、神川町、上里町、熊谷市、深谷市、寄居町、 行用市、加須市、羽牛市